

多摩区役所温暖化対策率先行動推進会議設置要綱

(23川多総第292号 平成23年5月24日付 区長専決)

(目的)

第1条 本要綱は、川崎市温暖化対策庁内推進本部市の率先行動推進部会（以下、「部会」という。）設置要綱に基づき設置される「多摩区温暖化対策率先行動推進会議」（以下、「推進会議」という。）の取組を推進するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(推進会議の所掌事項)

第2条 推進会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 川崎市地球温暖化対策推進基本計画及び実施計画（以下、「推進計画」という。）に基づく率先行組（以下、「取組」という。）の推進に関すること。
- (2) 推進計画に基づく多摩区役所の取組実施状況の点検に関すること。
- (3) その他推進計画に基づく取組の円滑な実施に関すること。

第3条 推進計画に基づく各課室の取組の総合調整、実施、報告、点検等を行うため、各課室に「率先行動推進員」（以下、「推進員」という。）を置き、各課室の庶務担当係長をもって充てる。

(推進会議の組織等)

第4条 推進会議は、各課室の推進員をもって組織する。

- 2 座長は、総務課長をもって充てる。
- 3 推進会議は、必要に応じて座長が召集する。
- 4 座長の判断に基づき、推進会議の下に関係課等で構成する検討会を置くことができる。

(関係者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実施状況の管理、点検等)

第6条 推進員は、所属する各課室の取組の実施状況等を把握・点検し、「エコオフィス管理システム」を用いて、取組実施状況を管理するものとする。

- 2 推進会議は、各課室の取組の実施状況等を把握・点検し、必要に応じて各課室へ調査等を行い、改善等の指示を行う。

(部会への報告等)

第7条 推進会議は、推進計画に関する行動計画の作成、実施状況及び点検の結果等について、必要に応じて部会等に報告するものとする。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、総務課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、座長が推進会議に諮り定める。

附則

この要綱は、平成23年5月24日から施行する。